

第 2 回向日市国民保護協議会 会長（市長）あいさつ

平成 18 年 9 月 29 日（金）

午後 2 時 00 分～

市民会館第 1 会議室

厳しかった暑さもようやく去り、過ごし易い秋の季節を迎え、本日、第 2 回目の向日市国民保護協議会を開催いたしましたところ、委員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

平素、皆様方には、市政各般の行政の推進に格別のご指導、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、去る 5 月に開催させていただきました第 1 回の協議会におきまして、「国民の生命、身体、及び財産を保護する」ことを目的に、国、地方公共団体の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置等の必要な事項を定めた、いわゆる国民保護法の趣旨など、また、市の国民保護計画の策定に当たっての基本的な考え方をお示しいたしました。これと同時に、計画策定の諮問を本協議会に行い、計画策定を開始させていただいたところであります。

これまでに実質的なワーキングとして、関係機関の方々や本市の部長級を委員とする幹事会を 3 回開催し、計画の素案についてご協議・検討を重ねていただけてきたところであります。

本日の協議会では、このような形で協議・検討いただきまして策定いたしました国民保護計画の素案を中心に、更にご審議いただく予定であります。計画策定に当たりましては、何よりも市民を守る事を第一に考え、基本的人権を最大限尊重しながら、市民の協力を得つつ、国、府、指定公共機関等と連携して、危機管理に万全を尽くすことを基本にしているところであります。

どうか皆様方には、誠にお忙しい中、恐縮に存じますが、「安心・安全なまちづくり」を実現するため、それぞれのお立場からご忌憚のないご意見をいただき、本日の会議が実り多いものとなりますようお願い申し上げます。誠に簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。